

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「老人保護措置費に係る技術的助言について①」
の送付について

計 14 枚（本送信票除く）

vol. 87

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

老人保護措置費に係る技術的助言について

標記については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」（平成18年1月24日老発第0124003号）によりお示ししているところであるが、平成18年4月からの改正基準省令の施行に伴い、所要の改正を行う予定である。

現在、改正作業を進めているところであるが、改正案について情報提供するので参考とされたい。

厚生労働省老健局計画課

予算・福祉係 係長 加藤（英）

渡辺

TEL 03-5253-1111（内線）3925

改正後	改正前
<p data-bbox="936 311 1142 375">平成18年1月24日 老発第0124001号</p> <p data-bbox="183 402 459 491">各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p data-bbox="896 539 1142 566">厚生労働省老健局長</p> <p data-bbox="241 641 1079 673">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について</p> <p data-bbox="183 734 1142 944">老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金（以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。）については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。</p> <p data-bbox="183 949 1142 1008">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p data-bbox="183 1013 1142 1072">また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」（平成16年7月13日老発第0713002号）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p data-bbox="645 1133 683 1161">記</p> <p data-bbox="295 1193 1030 1220">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針</p> <p data-bbox="183 1252 1142 1380">法第11条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。</p>	<p data-bbox="1915 311 2121 375">平成18年1月24日 老発第0124001号</p> <p data-bbox="1162 402 1438 491">各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p data-bbox="1874 539 2121 566">厚生労働省老健局長</p> <p data-bbox="1225 641 2063 673">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について</p> <p data-bbox="1162 734 2121 944">老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金（以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。）については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。</p> <p data-bbox="1162 949 2121 1008">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p data-bbox="1162 1013 2121 1072">また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」（平成16年7月13日老発第0713002号）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p data-bbox="1624 1133 1662 1161">記</p> <p data-bbox="1279 1193 2013 1220">老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針</p> <p data-bbox="1162 1252 2121 1380">法第11条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。 また、別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額の算定にあた</p>

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設 (月額)

次の一般事務費及び特別事務費の合算額

ア 一般事務費

別表1から3に示す一般事務費基準額等

イ 特別事務費

次の(ア)、(エ)、(オ)及び(コ)に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(円未満切捨て)に、(イ)、(ウ)、(キ)、(ク)、(シ)、(ス)及び(セ)に示す額並びに(ケ)により算定した額を合算した額(以下「特別事務費月額」という。)。ただし、2月分の算定については(サ)により、3月分の算定については(カ)により、算定した額を上記の「特別事務費月額」に、合算すること。

(ア) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)の規定により、寒冷地手当を支給される地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとの次の額を乗じて得た額。

(イ) 障害者等加算

毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」(平成18年1月24日老発第0124003号)(以下「加算通知」という。)別記の1に提示するところにより、養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算の対象となる入所者について掲げる額。

(ウ) 夜勤体制加算

加算通知別記の2に提示するところにより夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について掲げる額。

(エ) 事務用冬期採暖費(北海道に所在する施設のみ)

っては、別紙3「老人福祉施設定員規模別配置基準表」に示す職員数が配置されていることを基本とすること。

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設 (月額)

次の一般事務費及び特別事務費の合算額

ア 一般事務費

別表1から3に示す一般事務費基準額等

イ 特別事務費

次の(ア)、(ウ)、(エ)及び(ケ)に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(円未満切捨て)に、(イ)、(カ)、(キ)及び(サ)に示す額並びに(ク)により算定した額を合算した額(以下「特別事務費月額」という。)。ただし、2月分の算定については(コ)により、3月分の算定については(オ)により、算定した額を上記の「特別事務費月額」に、合算すること。

(ア) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)の規定により、寒冷地手当を支給される地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとの次の額を乗じて得た額。

(イ) 病弱者等介護加算

a 病弱者等介護加算

毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」(平成18年1月24日老発第0124003号)(以下「加算通知」という。)別記の1に提示するところにより、養護老人ホームの病弱者等介護加算の対象施設と認定された施設に入所している病弱者等介護加算の対象となる入所者について掲げる額。

b 夜勤介護職員加算

上記の対象施設のうち加算通知別記の1に提示するところにより夜勤介護職員加算の対象施設として認定された施設について掲げる額(盲養護老人ホームを除く。)

(ウ) 事務用冬期採暖費(北海道に所在する施設のみ)

- 入所定員×2,210円
- (オ) ボイラー技士雇上費
「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設について次に掲げる額。
1施設当たり年額 2,418,000円
- (カ) 入所者処遇特別加算
高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の2に提示するところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (キ) 単身赴任手当加算
職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」(平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長)に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (ク) 施設機能強化推進費
施設機能の充実強化を推進している施設であって、加算通知別記の3に提示するところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (ケ) 民間施設給与等改善費
地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、加算通知別記の4に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」(ただし、(ウ)、(コ)、(サ)及び(シ)を除く。)の合算額に、別記の4の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)。
- (コ) 降灰除去費
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。
1施設当たり年額 139,970円
- (サ) 除雪費
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外の施設)の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。
被措置者1人当たり 5,690円

- 入所定員×2,210円
- (エ) ボイラー技士雇上費
「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設について次に掲げる額。
1施設当たり年額 2,418,000円
- (オ) 入所者処遇特別加算
高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の2に提示するところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (カ) 単身赴任手当加算
職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」(平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長)に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (キ) 施設機能強化推進費
施設機能の充実強化を推進している施設であって、加算通知別記の3に提示するところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について掲げる額。
- (ク) 民間施設給与等改善費
地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、加算通知別記の4に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」(ただし、(ウ)、(ケ)、(コ)及び(サ)を除く。)の合算額に、別記の4の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)。
- (ケ) 降灰除去費
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。
1施設当たり年額 139,970円
- (コ) 除雪費
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外の施設)の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。
被措置者1人当たり 5,690円

(シ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(ス) 老人短期入所加算

加算通知別記の7に提示するところにより老人短期入所による措置が行われた施設について掲げる額。

(セ) 介護サービス利用者負担加算

養護老人ホーム被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額のうち、加算通知別記の8により決定された額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,160円

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,000円

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内において加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最少限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。

(サ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,160円

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,000円

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内において加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最少限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。

- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。）。
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合。

4 葬祭費

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用(文章作成の手数料を含む。)が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を(1)から(5)までにより得た額から控除する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置 法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初(年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時)措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。
- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。
ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場

- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。）。
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合。

4 葬祭費

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用(文章作成の手数料を含む。)が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を(1)から(5)までにより得た額から控除する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した措置に要する費用から、法律第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 市町村長は、毎年当初(年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時)措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。
- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。
ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場

合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。
- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 事務費について

別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の person 費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の person 費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の4により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図られたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の person 費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「person 費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「person 費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な person 費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。
- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所定員（地方公共団体が設置する場合にあっては条例等で定めた人員をいい、社会福祉法人が設置する施設にあっては、法第15条第4項の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受けた人員をいう。）によること。

7 留意事項

(1) 職員配置について

別紙3に示す「老人福祉施設定員規模別配置基準表」は、施設入所者の処遇確保の観点から最低限度必要な職員数としているところであり、市町村長はこれを参考として適切な職員配置に努めること。

また、職種別配置基準における直接処遇職員の弾力的配置等については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第19号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号）に示すところにより、円滑かつ、適正な実施が行われるよう努めること。

(2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の person 費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の4により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図られたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の person 費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「person 費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により適正を期するよう指導すること。

なお、「person 費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な person 費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

(5) 経過措置

養護老人ホームが所在する市町村の長は、平成18年9月30日までの間は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けない養護老人ホームに係る1の事務費の算定に当たっては、改正前の本指針に基づき算定された額とすることができる。

なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認めた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

改正

別表1 養護老人ホーム一般事務費基準額(月額) (1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

Table with columns for age groups (13/100 to 301以上) and monthly fees. Includes a note (注) at the bottom regarding regional divisions.

(注)

- 1 地域区分は、次によること。
(1) 13/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
(2) 11/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
(3) 10/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小倉市、横須賀市、堺市、東大阪市(※暫定指定地域)並びに逗子市とする。
(4) 8/100は、岸和田市(※暫定指定地域8%+2%)及び志摩町とする。
(5) 7/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域とする。
(6) 6/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び三浦郡葉山町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市(※暫定指定地域)とする。
(7) 5/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
(8) 4/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び北九州市(※暫定指定地域3%+1%)、堺市、鶴ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県栗原市、長岡京市、松原市、大東市、堺市、広島県府中町とする。
(9) 3/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長崎市(※暫定指定地域)、堺市、鶴ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県栗原市、長岡京市、松原市、大東市、堺市、広島県府中町とする。
(10) 2/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域。
(11) 1/100は、人事院規則9-34-32附則第4条附則別表第2の支給割合が1/100とされている地域及び小樽市、釧路市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市(※平成20年3月31日まで)、伊勢原市、川西市(※平成20年3月31日まで)、藤井寺市、交野市、四条畷市(平成22年3月31日まで、平成22年4月からは人事院規則上6級地(3%))とする。

改正前

別表1 養護老人ホーム一般事務費基準額(月額) (1) 一般老人ホーム

Table with columns for age groups (50 to 301以上) and monthly fees, categorized by region (特別区, 特甲地, 支給割合改定地域, 甲地, 支給区分改定地域, 乙地, 指定解除地域, 丙地).

(注) 級地区分は、次によること。

- 1 「特別区」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49(調整手当)別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち東京都特別区とする。
2 「特甲地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち支給割合が10/100とされている地域及び逗子市とする。
3 「支給割合改定地域」とは、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大阪府志摩町とする。
4 「甲地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び附則別表の支給区分が甲地(ア)、(イ)及び(ウ)の地域区分を除く。)に属する地域とする。
5 「支給区分改定地域」とは、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
6 「乙地」とは、人事院規則9-49(調整手当)別表第1及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び熊本市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県栗原市、長岡京市、松原市、大東市、堺市、藤井寺市、交野市、四条畷市、広島県府中町とする。
7 「指定解除地域」とは、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
8 「丙地」とは、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外に属する地域とする。

(2) ① 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
入	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	144,100	142,400	141,500	139,800	138,900	138,100	137,200	136,300	135,500	134,600	133,700	132,900
21-30	96,400	95,300	94,700	93,600	93,000	92,400	91,800	91,300	90,700	90,100	89,500	89,000
31-40	88,600	87,500	87,000	85,900	85,400	84,800	84,300	83,800	83,200	82,700	82,200	81,600
41-50	82,900	81,800	81,300	80,200	79,600	79,100	78,500	78,000	77,400	76,900	76,300	75,800
51-60	70,000	69,000	68,600	67,600	67,200	66,700	66,200	65,800	65,300	64,900	64,400	63,900
61-70	67,000	66,100	65,700	64,800	64,300	63,900	63,400	62,900	62,500	62,000	61,600	61,100
71-80	63,600	62,700	62,300	61,400	61,000	60,500	60,100	59,600	59,200	58,800	58,300	57,900
81-90	56,600	55,800	55,400	54,600	54,300	53,900	53,500	53,100	52,700	52,300	51,900	51,500
91-100	54,500	53,700	53,400	52,600	52,200	51,800	51,400	51,000	50,600	50,200	49,800	49,400
101-110	56,500	55,700	55,300	54,500	54,100	53,700	53,300	52,900	52,500	52,100	51,700	51,300
111-120	53,400	52,700	52,300	51,500	51,100	50,700	50,300	50,000	49,600	49,200	48,800	48,400
121-130	53,200	52,400	52,000	51,200	50,800	50,500	50,100	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100
131-140	49,400	48,700	48,400	47,600	47,300	46,900	46,600	46,200	45,800	45,500	45,100	44,800
141-150	48,600	47,900	47,500	46,800	46,400	46,100	45,700	45,400	45,000	44,700	44,300	44,000
151-160	49,100	48,400	48,000	47,300	47,000	46,600	46,200	45,900	45,500	45,200	44,800	44,400
161-170	46,300	45,700	45,300	44,600	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	41,900
171-180	43,900	43,200	42,900	42,300	41,900	41,600	41,300	41,000	40,700	40,300	40,000	39,700
181-190	44,200	43,600	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,200	40,900	40,600	40,300	39,900
191-200	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,300	38,900	38,600	38,300	38,000
201-210	45,900	45,300	44,900	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	42,000	41,700
211-220	46,100	45,400	45,100	44,400	44,100	43,800	43,400	43,100	42,800	42,400	42,100	41,800
221-230	44,100	43,500	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,300	41,000	40,600	40,300	40,000
231-240	44,000	43,400	43,100	42,400	42,100	41,800	41,500	41,200	40,800	40,500	40,200	39,900
241-250	44,200	43,600	43,300	42,600	42,300	42,000	41,700	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100
251-260	42,600	41,900	41,600	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900	38,500
261-270	41,800	41,200	40,900	40,300	40,000	39,600	39,300	39,000	38,700	38,400	38,100	37,800
271-280	42,200	41,500	41,200	40,600	40,300	40,000	39,700	39,400	39,100	38,800	38,400	38,100
281-290	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000
291-300	40,700	40,100	39,800	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000	37,700	37,400	37,100	36,800
301以上	40,200	39,600	39,300	38,700	38,400	38,100	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)と同じ。
 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(2) ①と②を合算したものとする。

(2) ② 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援区分））

平成18年4月以降適用												
入所者数	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	48,900	48,500	48,100	47,800	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,800	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
121-130	33,800	33,200	33,000	32,500	32,200	31,900	31,700	31,400	31,200	30,900	30,600	30,400
131-140	34,900	34,300	34,100	33,500	33,200	33,000	32,700	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400
141-150	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
151-160	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200
161-170	34,600	33,900	33,700	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,600	31,300	31,000
171-180	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
181-190	32,100	31,600	31,300	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,300	29,000	28,800
191-200	34,100	33,600	33,300	32,800	32,500	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700
201-210	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
211-220	33,200	32,700	32,500	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,400	30,200	29,900
221-230	33,900	33,400	33,100	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500
231-240	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
241-250	33,200	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400	30,100	29,900
251-260	33,700	33,200	32,900	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400
261-270	32,400	31,900	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
271-280	33,100	32,600	32,300	31,800	31,600	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800
281-290	33,600	33,100	32,800	32,300	32,000	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500	30,200
291-300	32,400	31,900	31,700	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,500	29,200
301以上	31,900	31,400	31,200	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,400	29,200	29,000	28,700

(注) 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

改正後

(3) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	168,900	166,700	165,600	163,400	162,300	161,200	160,100	159,000	157,900	156,800	155,700	154,600
21-30	113,000	111,500	110,800	109,300	108,600	107,900	107,100	106,400	105,700	104,900	104,200	103,500
31-40	97,000	95,700	95,100	93,800	93,100	92,500	91,900	91,200	90,600	89,900	89,300	88,600
41-50	87,500	86,300	85,700	84,500	83,900	83,400	82,800	82,200	81,600	81,000	80,400	79,800
51-60	73,100	72,100	71,600	70,600	70,100	69,600	69,200	68,700	68,200	67,700	67,200	66,700
61-70	76,700	75,600	75,100	74,000	73,500	72,900	72,400	71,900	71,400	70,800	70,300	69,800
71-80	73,200	72,200	71,700	70,600	70,100	69,600	69,100	68,600	68,100	67,600	67,100	66,600
81-90	69,100	68,200	67,700	66,700	66,200	65,700	65,200	64,800	64,300	63,800	63,300	62,800
91-100	70,600	69,600	69,100	68,000	67,500	67,000	66,500	66,000	65,500	65,000	64,400	63,900
101-110	76,100	74,000	73,500	72,400	71,900	71,300	70,800	70,200	69,700	69,200	68,600	68,100
111-120	71,600	70,600	70,000	69,000	68,500	68,000	67,500	67,000	66,400	65,900	65,400	64,900

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）と同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

改正前

(2) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

取扱定員	平成17年4月以降適用							
	特別区	特甲地	支庁割合 改定地域	甲地	支庁区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地
人	円	円	円	円	円	円	円	円
50	99,100	97,700	97,000	95,000	94,300	92,900	92,200	90,800
51-60	91,900	90,600	90,000	88,000	87,400	86,100	85,500	84,200
61-70	85,800	84,600	84,000	82,200	81,600	80,400	79,700	78,500
71-80	81,200	80,100	79,500	77,800	77,200	76,000	75,500	74,300
81-90	80,300	79,100	78,500	76,800	76,200	75,000	74,400	73,200
91-100	77,200	76,100	75,600	73,800	73,200	72,100	71,600	70,400
101-110	77,100	76,000	75,500	73,800	73,300	72,100	71,600	70,500
111-120	73,200	72,100	71,600	70,000	69,500	68,400	67,900	66,800

- (注1) 級地区分は、(1) 一般老人ホームと同じ。
- (注2) 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

(4)一① 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	87,400	86,300	85,800	84,800	84,300	83,700	83,200	82,700	82,200	81,700	81,100	80,600
21-30	58,600	58,000	57,600	56,900	56,600	56,200	55,900	55,500	55,200	54,800	54,500	54,200
31-40	60,200	59,500	59,100	58,400	58,100	57,700	57,300	57,000	56,600	56,200	55,900	55,500
41-50	48,300	47,700	47,400	46,800	46,500	46,200	45,900	45,700	45,400	45,100	44,800	44,500
51-60	40,400	39,900	39,700	39,200	38,900	38,700	38,500	38,200	38,000	37,700	37,500	37,300
61-70	41,700	41,200	40,900	40,400	40,100	39,900	39,800	39,300	39,100	38,800	38,500	38,300
71-80	36,500	36,100	35,800	35,400	35,100	34,900	34,700	34,500	34,200	34,000	33,800	33,600
81-90	36,500	36,000	35,800	35,300	35,100	34,800	34,600	34,300	34,100	33,900	33,600	33,400
91-100	36,400	35,900	35,700	35,200	34,900	34,700	34,400	34,200	33,900	33,700	33,400	33,200
101-110	39,600	39,000	38,800	38,200	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,700	36,400	36,100
111-120	39,000	38,400	38,200	37,600	37,400	37,100	36,800	36,600	36,300	36,000	35,800	35,600

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。
- 3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(4)一①と②を合算したものとする。

(4)一② 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支振員分））

一般 入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,600	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「老人保護措置費に係る技術的助言について②」
の送付について

計16枚（本送信票除く）

vol. 87-2

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

改 正 後

(5) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

人 数 別 一 般 入 所 者 数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	163,300	161,800	161,000	159,600	168,800	168,000	167,200	156,500	156,700	166,000	154,200	153,600
11-20	83,900	83,100	82,700	82,000	81,600	81,200	80,800	80,500	80,100	79,700	79,300	79,000
21-30	56,300	55,800	55,500	55,000	54,800	54,600	54,300	54,000	53,800	53,500	53,300	53,000
31-40	54,500	53,900	53,600	53,100	52,800	52,500	52,200	51,900	51,600	51,400	51,100	50,800

(注)

- 1 地域区分は、(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合にあつては入所者数に応じて適用するものとし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合にあつては一般入所者数に応じて適用するものとする。

改 正 前

(3) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

取 扱 定 員	平成17年4月以降適用							
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	支給区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地
人	円	円	円	円	円	円	円	円
20	107,000	105,900	105,400	103,700	103,100	102,000	101,400	100,300
21-30	87,800	86,800	86,300	84,800	84,300	83,300	82,800	81,800
31-40	78,200	77,300	76,800	75,400	74,900	74,000	73,500	72,600

改正後

(6) 盲(聴)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	315,800	311,400	309,200	304,800	302,500	300,300	298,100	295,900	293,700	291,500	289,300	287,100
21-30	227,200	224,000	222,400	219,300	217,700	216,100	214,500	212,900	211,300	209,700	208,100	206,500
31-40	198,400	195,600	194,200	191,500	190,100	188,700	187,300	185,900	184,500	183,100	181,700	180,300
41-50	180,600	178,000	176,700	174,000	172,700	171,400	170,100	168,800	167,500	166,200	164,900	163,600
51-60	159,500	157,200	156,000	153,700	152,600	151,400	150,200	149,100	147,900	146,800	145,600	144,400
61-70	157,800	155,400	154,300	152,000	150,800	149,700	148,500	147,400	146,200	145,000	143,900	142,700
71-80	149,000	146,800	145,700	143,500	142,400	141,300	140,200	139,100	138,000	136,900	135,800	134,700
81-90	138,000	136,000	134,900	132,900	131,900	130,900	129,800	128,800	127,800	126,800	125,800	124,700
91-100	137,500	135,400	134,400	132,300	131,300	130,200	129,200	128,200	127,100	126,100	125,100	124,000
101-110	131,900	130,000	129,000	127,000	126,100	125,100	124,100	123,100	122,100	121,200	120,200	119,200
111-120	130,700	128,800	127,800	125,800	124,800	123,800	122,900	121,900	120,900	119,900	118,900	117,900
121以上	132,000	130,000	129,000	127,000	126,000	125,000	124,000	123,100	122,100	121,100	120,100	119,100

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和47年7月1日厚生省令第19号)第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。

改正前

(4) 盲老人ホーム

取扱定員	平成17年4月以降適用							
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	支給区分 改定地域	乙地	指定解願 地	丙地
人	円	円	円	円	円	円	円	円
50	179,600	177,100	175,800	171,900	170,600	168,100	166,800	164,200
51-60	166,900	164,500	163,300	159,600	158,400	156,000	154,800	152,400
61-70	156,900	154,600	153,500	150,100	148,900	146,600	145,500	143,200
71-80	148,200	146,000	145,000	141,700	140,600	138,400	137,400	135,200
81-90	146,500	144,300	143,200	139,900	138,800	136,600	135,600	133,400
91-100	141,800	139,500	138,400	135,300	134,200	132,100	131,000	128,900
101-110	131,200	129,300	128,300	125,400	124,400	122,500	121,600	119,600
111-120	130,000	128,000	127,100	124,100	123,200	121,200	120,300	118,300
121以上	127,500	125,600	124,600	121,800	120,800	118,900	118,000	116,100

(注) 級地区分は、(1)一般老人ホームに同じ。

(7)-① 盲(聴)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	160,900	158,800	157,700	155,600	154,600	153,500	152,500	151,400	150,300	149,300	148,200	147,200
21-30	107,600	106,200	105,500	104,100	103,400	102,700	102,000	101,300	100,600	99,900	99,200	98,500
31-40	100,400	99,100	98,600	97,300	96,600	96,000	95,400	94,700	94,100	93,600	92,900	92,200
41-50	92,400	91,200	90,500	89,300	88,700	88,000	87,400	86,800	86,200	85,500	84,900	84,300
51-60	78,000	76,900	76,400	75,300	74,800	74,300	73,800	73,200	72,700	72,200	71,600	71,100
61-70	73,900	72,900	72,400	71,400	70,800	70,300	69,800	69,300	68,800	68,300	67,800	67,300
71-80	69,500	68,500	68,000	67,000	66,500	66,000	65,600	65,100	64,600	64,100	63,600	63,100
81-90	61,900	61,100	60,600	59,800	59,300	58,900	58,500	58,000	57,600	57,200	56,700	56,300
91-100	59,300	58,400	58,000	57,100	56,700	56,300	55,800	55,400	55,000	54,600	54,100	53,700
101-110	60,800	59,900	59,500	58,700	58,200	57,800	57,400	56,900	56,500	56,100	55,600	55,200
111-120	57,300	56,500	56,100	55,300	54,800	54,400	54,000	53,600	53,200	52,700	52,300	51,900
121以上	56,800	55,900	55,500	54,700	54,300	53,900	53,500	53,000	52,600	52,200	51,800	51,400

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和47年7月1日厚生省令第19号)第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。
- 3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(7)-①と②を合算したものとする。

(7)一② 前(略) 介護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(支援員分))

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	101,500	100,000	99,200	97,700	97,000	96,200	95,500	94,700	94,000	93,200	92,500	91,700
21-30	83,900	82,700	82,000	80,800	80,100	79,500	78,900	78,300	77,600	77,000	76,400	75,800
31-40	74,800	73,700	73,100	72,000	71,400	70,900	70,300	69,700	69,200	68,600	68,100	67,500
41-50	72,100	71,000	70,500	69,400	68,900	68,400	67,900	67,300	66,800	66,300	65,800	65,200
51-60	65,900	64,900	64,400	63,400	62,900	62,400	61,900	61,400	60,900	60,400	59,900	59,400
61-70	70,400	69,300	68,800	67,700	67,100	66,600	66,100	65,500	65,000	64,500	63,900	63,400
71-80	67,500	66,500	65,900	64,900	64,400	63,900	63,400	62,900	62,300	61,800	61,300	60,800
81-90	65,500	64,500	64,000	63,000	62,500	62,000	61,500	61,000	60,500	60,000	59,500	59,000
91-100	68,500	67,500	66,900	65,900	65,400	64,800	64,300	63,800	63,300	62,700	62,200	61,700
101-110	62,200	61,200	60,800	59,800	59,300	58,900	58,400	57,900	57,400	56,900	56,500	56,000
111-120	65,200	64,200	63,700	62,700	62,200	61,700	61,200	60,700	60,200	59,700	59,200	58,700
121以上	67,600	66,600	66,000	65,000	64,500	64,000	63,400	62,900	62,400	61,900	61,400	60,900

(注)

- 1 介護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和47年7月1日厚生省令第19号)第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1) 介護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。

別表3

養護老人ホーム常勤医師人件費単価(月額)

新級地区区分 経過措置区分 入所者数	平成18年4月以降適用										
	1級地		2級地				3級地				2/100
	13/100	11/100	5/100	3/100	11/100	10/100	7/100	4/100	2/100		
111-120	6,500	6,400	6,100	6,000	6,400	6,400	6,200	6,100	6,000		
121-130	6,000	5,900	5,700	5,600	5,900	5,900	5,700	5,600	5,500		
131-140	5,600	5,500	5,300	5,200	5,500	5,500	5,300	5,200	5,100		
141-150	5,200	5,100	4,900	4,800	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800		
151-160	4,900	4,800	4,600	4,500	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500		
161-170	4,600	4,500	4,300	4,300	4,500	4,500	4,400	4,300	4,200		
171-180	4,400	4,300	4,100	4,000	4,300	4,300	4,200	4,100	4,000		
181-190	4,100	4,100	3,900	3,800	4,100	4,000	3,900	3,900	3,800		
191-200	3,900	3,900	3,700	3,600	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600		
201-210	3,700	3,700	3,500	3,500	3,700	3,700	3,600	3,500	3,400		
211-220	3,600	3,500	3,400	3,300	3,500	3,500	3,400	3,300	3,300		
221-230	3,400	3,400	3,200	3,200	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100		
231-240	3,300	3,200	3,100	3,000	3,200	3,200	3,100	3,100	3,000		
241-250	3,100	3,100	3,000	2,900	3,100	3,100	3,000	2,900	2,900		
251-260	3,000	3,000	2,900	2,800	3,000	3,000	2,900	2,800	2,800		
261-270	2,900	2,900	2,700	2,700	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700		
271-280	2,800	2,800	2,700	2,600	2,800	2,800	2,700	2,600	2,600		
281-290	2,700	2,700	2,600	2,500	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500		
291-300	2,600	2,600	2,500	2,400	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400		
301以上	2,500	2,500	2,400	2,400	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300		

新級地区区分 経過措置区分 入所者数	平成18年4月以降適用												
	4級地				5級地				6級地				左記以外
	10/100	7/100	4/100	2/100	8/100	6/100	4/100	1/100	3/100	1/100			
111-120	6,900	6,800	6,700	6,600	7,400	7,300	7,200	7,100	7,200	7,100	7,000	7,000	
121-130	6,400	6,300	6,100	6,100	6,800	6,800	6,700	6,500	6,600	6,500	6,500	6,500	
131-140	6,000	5,800	5,700	5,600	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,100	6,000	6,000	
141-150	5,600	5,400	5,300	5,300	5,900	5,900	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600	
151-160	5,200	5,100	5,000	4,900	5,600	5,500	5,400	5,300	5,400	5,300	5,300	5,300	
161-170	4,900	4,800	4,700	4,600	5,200	5,200	5,100	5,000	5,100	5,000	5,000	5,000	
171-180	4,600	4,500	4,500	4,400	5,000	4,900	4,800	4,700	4,800	4,700	4,700	4,700	
181-190	4,400	4,300	4,200	4,200	4,700	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
191-200	4,200	4,100	4,000	4,000	4,500	4,400	4,300	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	
201-210	4,000	3,900	3,800	3,800	4,300	4,200	4,100	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	
211-220	3,800	3,700	3,700	3,600	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
221-230	3,600	3,600	3,500	3,400	3,900	3,800	3,800	3,700	3,800	3,700	3,700	3,700	
231-240	3,500	3,400	3,400	3,300	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	
241-250	3,400	3,300	3,200	3,200	3,600	3,500	3,500	3,400	3,500	3,400	3,400	3,400	
251-260	3,200	3,200	3,100	3,100	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	
261-270	3,100	3,000	3,000	2,900	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	
271-280	3,000	2,900	2,900	2,800	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	
281-290	2,900	2,800	2,800	2,700	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	
291-300	2,800	2,700	2,700	2,700	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	
301以上	2,700	2,700	2,600	2,600	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	

(注)
1 新級地区区分は、人事院規則9-34-3別表第1及び附則別表第1によるものとする。
2 経過措置区分は、別表1(1)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)と同じ。

別表3

養護老人ホーム常勤医師人件費単価(月額)

取扱定員	平成17年4月以降適用									
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	支給区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	6,500	6,400	6,300	6,200	6,700	6,600	7,100	7,000		
121-130	6,000	5,900	5,800	5,700	6,200	6,100	6,600	6,500		
131-140	5,500	5,500	5,400	5,300	5,800	5,700	6,100	6,000		
141-150	5,200	5,100	5,100	4,900	5,400	5,300	5,700	5,600		
151-160	4,900	4,800	4,800	4,600	5,000	5,000	5,400	5,300		
161-170	4,500	4,500	4,500	4,400	4,700	4,700	5,000	5,000		
171-180	4,300	4,300	4,200	4,100	4,500	4,400	4,800	4,700		
181-190	4,100	4,000	4,000	3,900	4,300	4,200	4,500	4,500		
191-200	3,900	3,800	3,800	3,700	4,000	4,000	4,300	4,200		
201-210	3,700	3,700	3,600	3,500	3,900	3,800	4,100	4,000		
211-220	3,500	3,500	3,500	3,400	3,700	3,600	3,900	3,900		
221-230	3,400	3,300	3,300	3,200	3,500	3,500	3,700	3,700		
231-240	3,300	3,200	3,200	3,100	3,400	3,300	3,600	3,500		
241-250	3,100	3,100	3,100	3,000	3,200	3,200	3,400	3,400		
251-260	3,000	3,000	2,900	2,900	3,100	3,100	3,300	3,300		
261-270	2,900	2,900	2,800	2,800	3,000	3,000	3,200	3,100		
271-280	2,800	2,800	2,700	2,700	2,900	2,900	3,100	3,000		
281-290	2,700	2,700	2,600	2,600	2,800	2,800	3,000	2,900		
291-300	2,600	2,600	2,600	2,500	2,700	2,700	2,900	2,800		
301以上	2,500	2,500	2,500	2,400	2,600	2,600	2,800	2,700		

(注) 級地区区分は、別表1の(1)一般老人ホームに同じ。

別表4

介護老人ホーム非常勤医師人件費単価(月額)

新級地区分 経過措置区分 入用者数	平成18年4月以降適用									
	1級地		2級地			3級地				
	13/100	11/100	5/100	3/100	11/100	10/100	7/100	4/100	2/100	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	2,200	2,200	2,100	2,000	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	
121-130	2,000	2,000	1,900	1,900	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900	
131-140	1,900	1,900	1,800	1,800	1,900	1,900	1,800	1,800	1,700	
141-150	1,800	1,700	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600	
151-160	1,700	1,600	1,600	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600	1,500	
161-170	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400	
171-180	1,500	1,500	1,400	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	
181-190	1,400	1,400	1,300	1,300	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300	
191-200	1,300	1,300	1,300	1,200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200	
201-210	1,300	1,300	1,200	1,200	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	
211-220	1,200	1,200	1,200	1,100	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100	
221-230	1,200	1,200	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	
231-240	1,100	1,100	1,100	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000	
241-250	1,100	1,100	1,000	1,000	1,100	1,100	1,000	1,000	1,000	
251-260	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
261-270	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000	1,000	900	900	
271-280	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000	900	900	900	
281-290	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
291-300	900	900	900	800	900	900	900	900	800	
301以上	900	900	800	800	900	900	800	800	800	

新級地区分 経過措置区分 入用者数	平成18年4月以降適用											左記以外
	4級地				5級地				6級地			
	10/100	7/100	4/100	2/100	8/100	6/100	4/100	1/100	3/100	1/100		
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	2,300	2,300	2,300	2,200	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
121-130	2,200	2,100	2,100	2,100	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
131-140	2,000	2,000	1,900	1,900	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000
141-150	1,900	1,800	1,800	1,800	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
151-160	1,800	1,700	1,700	1,700	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
161-170	1,700	1,600	1,600	1,600	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
171-180	1,600	1,500	1,500	1,500	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
181-190	1,500	1,500	1,400	1,400	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
191-200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400	1,400
201-210	1,400	1,300	1,300	1,300	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
211-220	1,300	1,300	1,300	1,200	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
221-230	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
231-240	1,200	1,200	1,200	1,100	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
241-250	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
251-260	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
261-270	1,100	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
271-280	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000	1,000
281-290	1,000	1,000	1,000	900	1,100	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
291-300	1,000	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
301以上	900	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900

(注)
 1 新級地区分は、入用規則9-34-3別表第1及び附則別表第1によるものとする。
 2 経過措置区分は、別表1(1)介護老人ホーム(特定施設入居者生活介護)の指定を受けていない場合と同じ。

別表4

介護老人ホーム非常勤医師人件費単価(月額)

取扱定員	平成17年4月以降適用							
	特別区	特甲地	支路割合 改定地域	甲地	支和区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地
	人	円	円	円	円	円	円	円
111-120	2,200	2,200	2,100	2,100	2,300	2,200	2,400	2,400
121-130	2,000	2,000	2,000	1,900	2,100	2,100	2,200	2,200
131-140	1,900	1,900	1,800	1,800	2,000	1,900	2,100	2,000
141-150	1,800	1,700	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900
151-160	1,700	1,600	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800
161-170	1,600	1,500	1,500	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700
171-180	1,500	1,500	1,400	1,400	1,500	1,500	1,600	1,600
181-190	1,400	1,400	1,400	1,300	1,500	1,400	1,500	1,500
191-200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,400	1,400	1,500	1,400
201-210	1,300	1,300	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400	1,400
211-220	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,200	1,300	1,300
221-230	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300
231-240	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,200	1,200
241-250	1,100	1,100	1,100	1,000	1,100	1,100	1,200	1,200
251-260	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100
261-270	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
271-280	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000	1,100	1,000
281-290	900	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000
291-300	900	900	900	900	900	900	1,000	1,000
301以上	900	900	900	800	900	900	1,000	900

(注) 級地区分は、別表1の(1)一般老人ホームと同じ。

改正後

別紙2

費用徴収基準

1 養護老人ホーム、養護委託による措置

(1) 法第11条第1項第1号、第3号及び第2項（養護老人ホーム及び養護委託に限る。）に規定する措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表1の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表2の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とすること。ただし、月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とすること。

(2) 上記のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込を行った者の徴収額については、市町村長が必要と認める場合には、別表1の規定にかかわらず、別途上限を設けることができる。

なお、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定すること。

2 やむを得ない措置

法第11条第1項第2号及び第2項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームの措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば、生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

なお、措置に要する費用には、特別養護老人ホームにおいて保険給付の対象となる額のほか、食費及び居住費が含まれる。

改正前

別紙2

費用徴収基準

1 養護老人ホーム、養護委託による措置

(1) 法第11条第1項第1号、第3号及び第2項（養護老人ホーム及び養護委託に限る。）に規定する措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表1の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表2の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とすること。ただし、月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とすること。

(2) 上記のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込を行った者の徴収額については、別表1の規定にかかわらず、特例として、49,460円を上限とする。

この特例の適用期間は特例適用を行った月から1年間とする。

なお、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定すること。

2 やむを得ない措置

法第11条第1項第2号及び第2項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームの措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば、生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

改正後	改正前
<p>別表1 養護老人ホーム被措置者 養護委託による被措置者 費用徴収基準</p> <p>[費用徴収基準表] (略)</p> <p>備考: <u>上記にかかわらず、市町村長が必要と認める場合には、当該費用徴収基準月額に別途上限を設けることができる。</u></p> <p>(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(注2) <u>2人部屋を超える多床室入居者については、費用徴収基準月額から、市町村長が必要と認める額を減じることができる。</u> また、1の(2)の上限額を適用した者についてはこの対象としない。</p> <p>(注3) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費(地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。)の合算額をいう。別表2において同じ。)を超える場合には、この表にかかわらず当該支弁額とする。</p> <p>別表2 (略)</p>	<p>別表1 養護老人ホーム被措置者 養護委託による被措置者 費用徴収基準</p> <p>[費用徴収基準表] (略)</p> <p>備考: <u>上記にかかわらず、平成17年7月から平成18年3月までの暫定措置として、140,000円を当該費用徴収基準月額の上限とする。</u></p> <p>(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(注2) <u>養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。</u> また、1の(2)の上限額を適用した者についてはこの対象としない。</p> <p>(注3) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費(地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。)の合算額をいう。別表2において同じ。)を超える場合には、この表にかかわらず当該支弁額とする。</p> <p>別表2 (略)</p>

別紙3

老人福祉施設定員規模別職員配置表

1. 一般養護老人ホーム

①共通職員分

職員	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
入所者	人	人	人	人	人	人
20	1		1	1	3 (1)	(1)
30	1		1	1	3 (1)	(1)
40	1		1	1	4 (2)	(1)
50	1	1	1	1	4 (1)	(1)
60	1	1	1	1	4 (1)	(1)
70	1	1	1	1	4 (1)	(1)
80	1	2	1	1	4 (1)	(1)
90	1	2	1	1	4 (1)	(1)
100	1	2	1	1	4 (1)	(1)
110	1	2	2	1	4 (1)	(1)
120	1	2	2	1	4	1
130	1	2	2	1	4	1
140	1	2	2	1	4	1
150	1	2	2	1	5	1
160	1	2	2	1	5	1
170	1	2	2	1	5	1
180	1	2	2	1	5	1
190	1	2	2	1	5	1
200	1	2	2	1	5	1
210	1	3	3	1	6 (1)	1
220	1	3	3	1	6 (1)	1
230	1	3	3	1	6 (1)	1
240	1	4	3	1	6 (1)	1
250	1	4	3	1	6 (1)	1
260	1	4	3	1	6 (1)	1
270	1	4	3	1	6	1
280	1	4	3	1	6	1
290	1	5	3	1	6	1
300	1	5	3	1	6	1

②特定施設の指定を受けていない場合

職員	主任生活員	生活相談員	生活相談員	主支援員	支援員
入所者	人	人	人	人	人
20	1	0	1	1	1
30	1	0	1	1	1
40	1	1	1	1	2
50	1	1	1	1	3
60	1	1	1	1	3
70	1	2	1	1	4
80	1	2	1	1	5
90	1	2	1	1	5
100	1	3	1	1	6
110	2	2	1	1	7
120	2	2	1	1	7
130	2	3	1	1	8
140	2	3	1	1	9
150	2	3	1	1	9
160	2	4	1	1	10
170	2	4	1	1	11
180	2	4	1	1	11
190	2	5	1	1	12
200	2	5	1	1	13
210	3	4	1	1	13
220	3	5	1	1	14
230	3	5	1	1	15
240	3	5	1	1	15
250	3	6	1	1	16
260	3	6	1	1	17
270	3	6	1	1	17
280	3	7	1	1	18
290	3	7	1	1	19
300	3	7	1	1	19

③特定施設の指定を受けている場合

職員	主任生活員	生活相談員	生活相談員	主支援員	支援員
入所者	人	人	人	人	人
20	0	0		1	1
30	0	0		1	1
40	1	0		1	2
50	1	0		1	3
60	1	0		1	3
70	1	1		1	4
80	1	1		1	5
90	1	1		1	5
100	1	2		1	6
110	2	1		1	7
120	2	1		1	7
130	2	2		1	8
140	2	2		1	9
150	2	2		1	9
160	2	3		1	10
170	2	3		1	11
180	2	3		1	11
190	2	4		1	12
200	2	4		1	13
210	3	3		1	13
220	3	4		1	14
230	3	4		1	15
240	3	4		1	15
250	3	5		1	16
260	3	5		1	17
270	3	5		1	17
280	3	6		1	18
290	3	6		1	19
300	3	6		1	19

(注1) 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。
別紙3において、以下同じ。
(注2) 「調理員等」の（ ）書きは非常勤職員数の再掲である。
(注3) 「医師」の（ ）書きは嘱託医である。

別紙3

老人福祉施設定員規模別配置基準表

1 一般養護老人ホーム

職員	総数	施設長	事務員	主任生活員	生活相談員	介護職員	介護職員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
定員 単位区分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50人	14	1	1	1	1	4	1	1	4 (1)	(1)	
51 ~ 60	16	1	1	1	1	5	1	1	4 (1)	(1)	
61 ~ 70	16	1	1	1	1	6	1	1	4 (1)	(1)	
71 ~ 80	18	1	2	1	1	7	1	1	4 (1)	(1)	
81 ~ 90	20	1	2	1	1	8	1	1	4 (1)	(1)	
91 ~ 100	21	1	2	1	1	9	1	1	4 (1)	(1)	
101 ~ 110	22	1	2	1	1	10	1	1	4 (1)	(1)	
111 ~ 120	23	1	2	1	1	10	1	1	4		
121 ~ 130	24	1	2	1	1	11	1	1	4		
131 ~ 140	26	1	2	1	1	12	2	1	4		
141 ~ 150	28	1	2	1	1	13	2	1	5		
151 ~ 160	29	1	2	1	1	14	2	1	5		
161 ~ 170	30	1	2	1	1	15	2	1	5		
171 ~ 180	30	1	2	1	1	16	2	1	5		
181 ~ 190	31	1	2	1	1	16	2	1	5		
191 ~ 200	32	1	2	1	1	17	2	1	5		
201 ~ 210	35	1	3	1	1	18	2	1	6 (1)		
211 ~ 220	36	1	3	1	1	19	2	1	6 (1)		
221 ~ 230	38	1	3	1	1	20	3	1	6 (1)		
231 ~ 240	40	1	4	1	1	21	3	1	6 (1)		
241 ~ 250	41	1	4	1	1	22	3	1	6 (1)		
251 ~ 260	42	1	4	1	1	23	3	1	6 (1)		
261 ~ 270	42	1	4	1	1	23	3	1	6		
271 ~ 280	43	1	4	1	1	24	3	1	6		
281 ~ 290	45	1	5	1	1	25	3	1	6		
291 ~ 300	46	1	5	1	1	26	3	1	6		
500人	72	1	8	1	2	44	6	1	8		

(注1) 「調理員等」の（ ）書きは非常勤職員数の再掲である。
2 「医師」の（ ）書きは嘱託医である。

2. 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

①共通職員分

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120.

②特定施設の指定を受けていない場合

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120.

③特定施設の指定を受けている場合

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120.

3 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 10, 20, 30, 40.

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合にあっては入所者数に応じて適用するものと特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合にあっては一般入所者数に応じて適用するものとする。

4. 盲(聴)養護老人ホーム

①共通職員分

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120, 130.

②特定施設の指定を受けていない場合

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120, 130.

③特定施設の指定を受けている場合

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 110, 120, 130.

2 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 50人, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91~100, 101~110, 111~120.

(注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。 2 「医師」の()書きは嘱託医である。

3 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 20人, 21~30, 31~40.

4 盲老人ホーム

Table with columns: 職種, 施設長, 事務員, 看護職員, 栄養士, 調理員等, 医師. Rows: 50人, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91~100, 101~110, 111~120, 121人以上.

(注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。 2 「医師」の()書きは嘱託医である。

改 正 案

現 行

(2) 一① 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用													管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外		
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
20	134,100	132,400	131,500	128,800	128,900	128,100	127,200	126,300	125,500	124,600	123,700	122,900	10,000	
21-30	89,400	88,300	87,700	86,600	86,000	85,400	84,800	84,300	83,700	83,100	82,500	82,000	7,000	
31-40	82,500	81,400	80,900	79,800	79,300	78,700	78,200	77,700	77,100	76,600	76,100	75,500	6,100	
41-50	77,400	76,300	75,800	74,700	74,100	73,500	73,000	72,500	71,900	71,400	70,800	70,300	5,500	
51-60	65,300	64,300	63,900	62,900	62,500	62,000	61,500	61,100	60,600	60,200	59,700	59,200	4,700	
61-70	62,500	61,600	61,200	60,300	59,800	59,400	58,900	58,400	58,000	57,500	57,100	56,600	4,500	
71-80	59,500	58,600	58,200	57,300	56,900	56,400	56,000	55,600	55,100	54,700	54,200	53,800	4,100	
81-90	52,900	52,100	51,700	50,900	50,600	50,200	49,800	49,400	49,000	48,600	48,200	47,800	3,700	
91-100	50,800	50,000	49,700	48,900	48,500	48,100	47,700	47,300	46,900	46,500	46,100	45,700	3,700	
101-110	52,800	52,000	51,600	50,800	50,400	50,000	49,600	49,200	48,800	48,400	48,000	47,600	3,700	
111-120	49,700	49,000	48,600	47,800	47,400	47,000	46,600	46,300	45,900	45,500	45,100	44,700	3,700	
121-130	49,500	48,700	48,300	47,500	47,100	46,800	46,400	46,000	45,600	45,200	44,800	44,400	3,700	
131-140	45,900	45,200	44,900	44,100	43,800	43,400	43,100	42,700	42,300	42,000	41,600	41,300	3,500	
141-150	45,100	44,400	44,000	43,300	42,900	42,600	42,200	41,900	41,500	41,200	40,800	40,500	3,500	
151-160	45,600	44,900	44,500	43,800	43,500	43,100	42,700	42,400	42,000	41,700	41,300	40,900	3,500	
161-170	42,900	42,300	41,900	41,200	40,900	40,600	40,200	39,900	39,600	39,200	38,900	38,500	3,400	
171-180	40,600	39,900	39,600	39,000	38,600	38,300	38,000	37,700	37,400	37,000	36,700	36,400	3,300	
181-190	40,900	40,200	39,900	39,200	38,900	38,600	38,300	37,900	37,600	37,300	37,000	36,600	3,300	
191-200	38,800	38,200	37,900	37,300	37,000	36,700	36,400	36,100	35,700	35,400	35,100	34,800	3,200	
201-210	42,600	42,000	41,600	41,000	40,700	40,300	40,000	39,700	39,300	39,000	38,700	38,400	3,300	
211-220	42,800	42,100	41,800	41,100	40,800	40,500	40,100	39,800	39,500	39,100	38,800	38,500	3,300	
221-230	40,900	40,300	40,000	39,300	39,000	38,700	38,400	38,100	37,800	37,400	37,100	36,800	3,200	
231-240	40,800	40,200	39,900	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000	37,600	37,300	37,000	36,700	3,200	
241-250	41,000	40,400	40,100	39,400	39,100	38,800	38,500	38,100	37,800	37,500	37,200	36,900	3,200	
251-260	39,500	38,800	38,500	37,900	37,600	37,300	37,000	36,700	36,400	36,100	35,800	35,400	3,100	
261-270	38,700	38,100	37,800	37,200	36,900	36,500	36,200	35,900	35,600	35,300	35,000	34,700	3,100	
271-280	39,000	38,300	38,000	37,400	37,100	36,800	36,500	36,200	35,900	35,600	35,200	34,900	3,200	
281-290	38,900	38,300	38,000	37,400	37,100	36,800	36,500	36,100	35,800	35,500	35,200	34,900	3,100	
291-300	37,600	37,000	36,700	36,100	35,800	35,500	35,200	34,900	34,600	34,300	34,000	33,700	3,100	
301以上	37,100	36,500	36,200	35,600	35,300	35,000	34,700	34,400	34,100	33,800	33,500	33,200	3,100	

改 正 案

現 行

(2) 一 ② 各護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））

一般入所者数	平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	46,100	45,300	44,900	44,200	43,800	43,400	43,100	42,700	42,300	41,900	41,500	41,200	6,800
21-30	30,700	30,200	29,900	29,400	29,200	28,900	28,700	28,400	28,200	27,900	27,700	27,400	4,400
31-40	34,400	33,900	33,600	33,000	32,700	32,500	32,200	31,900	31,600	31,300	31,100	30,800	3,800
41-50	39,300	38,700	38,400	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300	36,000	35,700	35,400	3,500
51-60	30,600	30,100	29,800	29,300	29,100	28,800	28,600	28,300	28,100	27,800	27,600	27,300	2,900
61-70	32,700	32,200	31,900	31,400	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,200	2,800
71-80	34,300	33,800	33,500	32,900	32,600	32,400	32,100	31,800	31,500	31,200	31,000	30,700	2,700
81-90	30,500	30,000	29,800	29,300	29,000	28,800	28,500	28,300	28,000	27,800	27,500	27,300	2,400
91-100	32,000	31,500	31,200	30,700	30,500	30,200	29,900	29,700	29,400	29,100	28,900	28,600	2,400
101-110	33,300	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,800	30,500	30,300	30,000	29,700	2,300
111-120	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,100
121-130	31,700	31,100	30,900	30,400	30,100	29,800	29,600	29,300	29,100	28,800	28,500	28,300	2,100
131-140	32,700	32,100	31,900	31,300	31,000	30,800	30,500	30,200	30,000	29,700	29,400	29,200	2,200
141-150	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,100
151-160	31,400	30,900	30,600	30,100	29,900	29,600	29,400	29,100	28,800	28,600	28,300	28,100	2,100
161-170	32,300	31,700	31,500	30,900	30,700	30,400	30,100	29,900	29,600	29,400	29,100	28,800	2,200
171-180	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,000
181-190	30,000	29,500	29,200	28,700	28,500	28,200	27,900	27,700	27,400	27,200	26,900	26,700	2,100
191-200	32,000	31,500	31,200	30,700	30,400	30,100	29,900	29,600	29,400	29,100	28,800	28,600	2,100
201-210	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,000
211-220	31,100	30,600	30,400	29,900	29,600	29,400	29,100	28,900	28,600	28,300	28,100	27,800	2,100
221-230	31,800	31,300	31,000	30,500	30,200	30,000	29,700	29,400	29,200	28,900	28,700	28,400	2,100
231-240	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,000
241-250	31,100	30,600	30,300	29,800	29,500	29,300	29,000	28,800	28,500	28,300	28,000	27,800	2,100
251-260	31,600	31,100	30,800	30,300	30,100	29,800	29,500	29,300	29,000	28,800	28,500	28,300	2,100
261-270	30,400	29,900	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,000
271-280	31,000	30,500	30,200	29,700	29,500	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	27,900	27,700	2,100
281-290	31,500	31,000	30,700	30,200	29,900	29,700	29,400	29,200	28,900	28,700	28,400	28,100	2,100
291-300	30,400	29,900	29,700	29,200	28,900	28,700	28,400	28,200	27,900	27,700	27,500	27,200	2,000
301以上	29,900	29,400	29,200	28,700	28,400	28,200	27,900	27,700	27,400	27,200	27,000	26,700	2,000

改 正 案

(3) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

入居者数	人 件 費												管理費	
	平成18年4月以降適用													
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外		
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
20	156,800	154,600	153,500	151,300	150,200	149,100	148,000	146,900	145,800	144,700	143,600	142,500	12,100	
21-30	104,600	103,100	102,400	100,900	100,200	99,600	98,700	98,000	97,300	96,500	95,800	95,100	8,400	
31-40	89,900	88,500	88,000	86,700	86,000	85,400	84,800	84,100	83,500	82,800	82,200	81,500	7,100	
41-50	81,100	79,900	79,300	78,100	77,500	77,000	76,400	75,800	75,200	74,600	74,000	73,400	6,400	
51-60	67,600	66,600	66,100	65,100	64,600	64,100	63,700	63,200	62,700	62,200	61,700	61,200	5,500	
61-70	71,100	70,000	69,500	68,400	67,900	67,300	66,800	66,300	65,800	65,200	64,700	64,200	5,600	
71-80	67,900	66,900	66,400	65,300	64,800	64,300	63,800	63,300	62,800	62,300	61,800	61,300	5,300	
81-90	64,000	63,100	62,600	61,600	61,100	60,600	60,100	59,700	59,200	58,700	58,200	57,700	5,100	
91-100	65,400	64,400	63,900	62,800	62,300	61,800	61,300	60,800	60,300	59,800	59,200	58,700	5,200	
101-110	69,700	68,600	68,100	67,000	66,500	65,900	65,400	64,800	64,300	63,800	63,200	62,700	5,400	
111-120	66,400	65,400	64,800	63,800	63,300	62,800	62,300	61,800	61,200	60,700	60,200	59,700	5,200	

現 行

(2) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

取扱定員	人 件 費									管理費
	平成17年4月以降適用									
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	支給区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地		
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	92,000	90,600	89,900	87,900	87,200	85,800	85,100	83,700	7,100	
51-60	85,400	84,100	83,500	81,500	80,900	79,600	79,000	77,700	6,500	
61-70	79,700	78,500	77,900	76,100	75,500	74,300	73,600	72,400	6,100	
71-80	75,400	74,300	73,700	72,000	71,400	70,200	69,700	68,500	5,800	
81-90	74,200	73,000	72,400	70,700	70,100	68,900	68,300	67,100	6,100	
91-100	71,300	70,200	69,600	67,900	67,300	66,200	65,700	64,500	5,900	
101-110	71,300	70,200	69,700	68,000	67,500	66,300	65,800	64,700	5,800	
111-120	67,900	66,800	66,300	64,700	64,200	63,100	62,600	61,500	5,300	

(4)一① 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	人 件 費 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	80,000	78,900	78,400	77,400	76,900	76,300	75,800	75,300	74,800	74,300	73,700	73,200	7,400
21-30	53,300	52,700	52,300	51,600	51,300	50,900	50,600	50,200	49,900	49,500	49,200	48,900	5,300
31-40	55,400	54,700	54,300	53,600	53,300	52,900	52,500	52,200	51,800	51,400	51,100	50,700	4,800
41-50	44,400	43,800	43,500	42,900	42,600	42,300	42,000	41,800	41,500	41,200	40,900	40,600	3,900
51-60	37,000	36,500	36,300	35,800	35,500	35,300	35,100	34,800	34,600	34,300	34,100	33,900	3,400
61-70	38,300	37,800	37,500	37,000	36,700	36,500	36,200	35,900	35,700	35,400	35,100	34,900	3,400
71-80	33,500	33,100	32,800	32,400	32,100	31,900	31,700	31,500	31,200	31,000	30,800	30,600	3,000
81-90	33,500	33,000	32,800	32,300	32,100	31,800	31,600	31,300	31,100	30,900	30,600	30,400	3,000
91-100	33,300	32,800	32,600	32,100	31,800	31,600	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	3,100
101-110	36,400	35,800	35,600	35,000	34,800	34,500	34,200	34,000	33,700	33,500	33,200	32,900	3,200
111-120	35,900	35,300	35,100	34,500	34,300	34,000	33,700	33,500	33,200	32,900	32,700	32,400	3,100

(4)一② 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））

一般入所者数	人 件 費 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	46,100	45,300	44,900	44,200	43,800	43,400	43,100	42,700	42,300	41,900	41,500	41,200	6,600
21-30	30,700	30,200	29,900	29,400	29,200	28,900	28,700	28,400	28,200	27,900	27,700	27,400	4,400
31-40	34,400	33,900	33,600	33,000	32,700	32,500	32,200	31,900	31,600	31,300	31,100	30,800	3,800
41-50	39,300	38,700	38,400	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300	36,000	35,700	35,400	3,500
51-60	30,600	30,100	29,800	29,300	29,100	28,800	28,600	28,300	28,100	27,800	27,600	27,300	2,900
61-70	32,700	32,200	31,900	31,400	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,200	2,800
71-80	34,300	33,800	33,500	32,900	32,600	32,400	32,100	31,800	31,500	31,200	31,000	30,700	2,700
81-90	30,500	30,000	29,800	29,300	29,000	28,800	28,500	28,300	28,000	27,800	27,500	27,300	2,400
91-100	32,000	31,500	31,200	30,700	30,500	30,200	29,900	29,700	29,400	29,100	28,900	28,600	2,400
101-110	33,300	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,800	30,500	30,300	30,000	29,700	2,300
111-120	30,500	30,000	29,700	29,200	29,000	28,700	28,500	28,200	28,000	27,700	27,500	27,200	2,100

(5) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

入所者数	人 件 費 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	147,000	145,500	144,700	143,200	142,500	141,700	140,900	140,200	139,400	138,700	137,900	137,200	16,300
11-20	74,200	73,400	73,000	72,300	71,900	71,500	71,100	70,800	70,400	70,000	69,600	69,300	9,700
21-30	49,500	49,000	48,700	48,200	48,000	47,700	47,500	47,200	47,000	46,700	46,500	46,200	6,800
31-40	48,600	48,000	47,700	47,200	46,900	46,600	46,300	46,000	45,700	45,500	45,200	44,900	5,900

(3) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

取扱定員	人 件 費 平成17年4月以降適用								管理費
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	支給区分 改定地域	乙地	指定解除 地	丙地	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	
20	96,800	95,700	95,200	93,500	92,900	91,800	91,200	90,100	10,200
21-30	79,600	78,600	78,100	76,600	76,100	75,100	74,600	73,600	8,200
31-40	71,000	70,100	69,600	68,200	67,700	66,800	66,300	65,400	7,200

(6) 市(区) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

Table with columns for age groups (20, 21-30, 31-40, etc.), fee categories (13/100, 11/100, 10/100, etc.), and management fees. Title: 平成18年4月以降適用

(4) 市老人ホーム

Table with columns for age groups (50, 51-60, 61-70, etc.), fee categories (特別区, 特甲地, etc.), and management fees. Title: 平成17年4月以降適用

(7) 市(区) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

Table with columns for age groups (20, 21-30, 31-40, etc.), fee categories (13/100, 11/100, 10/100, etc.), and management fees. Title: 平成18年4月以降適用

(7) 市(区) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(支援員分))

Table with columns for age groups (20, 21-30, 31-40, etc.), fee categories (13/100, 11/100, 10/100, etc.), and management fees. Title: 平成18年4月以降適用

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「老人保護措置費に係る技術的助言について③」

の送付について

計 1 2 枚（本送信票除く）

vol. 87-3

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">老発第0124003号 平成18年1月24日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、別紙のとおり「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」を定めたので通知する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」（平成10年8月7日老発第507号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「老人保護措置費の国庫負担（除雪費）の取扱いについて」（昭和54年4月5日社老第17号社会局長通知）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針</p> <p>1 加算内容 別記のとおり。</p> <p>2 加算の考え方 加算額の決定にあたっては、養護老人ホームが所在する市町村の長（以下</p>	<p style="text-align: right;">老発第0124003号 平成18年1月24日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、別紙のとおり「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」を定めたので通知する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」（平成10年8月7日老発第507号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「老人保護措置費の国庫負担（除雪費）の取扱いについて」（昭和54年4月5日社老第17号社会局長通知）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針</p> <p>1 加算内容 別記のとおり。</p> <p>2 加算の考え方 加算額の決定にあたっては、養護老人ホームが所在する市町村の長（以下</p>

「市町村長」という。)が行うものとし、本指針に定める単価を参考に、地域の賃金の状況その他地域の物価等を勘案し、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、市町村長は、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知すること。

別記

1 障害者等加算

(1) 目的

養護老人ホームの入所者のうち、要支援者・要介護者が有する介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制の整備をすることにより、入所者処遇の充実を図るものである。

(2) 加算の対象

ア 加算対象施設

イにより加算対象と認められる者が入所定員（要支援・要介護該当者を除く。）の30%以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設とする。

イ 対象者

入所者のうち要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、市町村長が適当と認めたもの。

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であり、援護を必要とする者等

「市町村長」という。)が行うものとし、本指針に定める単価を参考に、地域の賃金の状況その他地域の物価等を勘案し、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、市町村長は、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知すること。

別記

1 病弱者等介護加算

(1) 目的

養護老人ホームにおいて病弱な老人等が一定割合以上入所する場合及び当該施設のうち職員配置基準を超えて介護職員を配置し、夜勤体制に移行している場合に加算し、病弱な老人等に対する処遇の充実を図るものである。

(2) 加算の対象

ア 加算対象施設

(ア) 病弱者等介護加算

イにより加算対象と認められる者が入所定員の30%以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設とする。

(イ) 夜勤介護職員加算

上記の加算対象施設と認められた施設のうち、職員配置基準を超えて介護職員が配置され、夜勤体制に移行している施設とする。(盲老人ホームを除く。)

イ 加算対象者

(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。なお、(ア)から(エ)までの複数に該当する場合であっても、対象人員の算定に当たっては、主たる要件のみに該当するものとして取り扱うこと。

(ア) 一般老人ホーム(盲老人ホーム以外の養護老人ホームをいう。以下同じ。)入所者のうち、介護保険法における介護老人福祉施設への入所対象となる者と同程度の状態であると認められる者。

(イ) 一般老人ホームの入所者のうち、障害年金、障害福祉年金及び国民年金法附則第32条により旧国民年金法第79条の2第2項及び第80条第3項に定める老齢福祉年金の給付を受けている者。

(ウ) 養護老人ホーム入所者のうち、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)の別紙(「老人ホーム入所判定審査票」)の3の(3)のイの(ア)に該当する者であって、(4)の問題行動の軽度が2項目以上又は中度が1項目以上あり、その状態が継続すると認められるもの。

(3) 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
50人～60人	35,400円
61人～80人	30,330円
81人～100人	25,280円
111人～150人	20,230円
151人～200人	15,160円
201人以上	10,120円

(削除)

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式1を参考とした申請書を

(エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない一般老人ホーム入所者のうち、相当程度の期間にわたって介護等に多大の比重を占める者であつて、市町村長が適当と認めたもの(アルコール中毒患者、知的障害者及び認知症患者等であつて、常時又は随時の介護を必要とするもの等)。

(オ) 盲老人ホームの入所者のうち、夜間業務(オムツ交換、便所への誘導介助等)を必要とする者。

(3) 加算単価

ア 病弱者等介護加算

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	一般老人ホーム	盲老人ホーム
50人～60人	35,400円	22,250円
61人～80人	30,330円	19,210円
81人～100人	25,280円	16,180円
111人～150人	20,230円	—
151人～200人	15,160円	—
201人以上	10,120円	—

イ 夜勤介護職員加算

区分	1施設当たり年額
特別区	5,745,000円
特甲地	5,644,000円
甲地	5,441,000円
乙地	5,289,000円
丙地	5,136,000円

(注) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は、次の算式により算定すること。(ただし、10円未満は四捨五入)

(略)計算式

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式1を参考とした申請書を

提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

(5) その他

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額算定に当たっては、(3)の加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定すること。

2 夜勤体制加算

(1) 目的

夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図る。

(2) 加算の対象

次のいずれかに該当する施設であり、かつ、夜勤体制に移行している場合であって、市町村長が認定した施設とする。なお、双方の要件に該当する場合であっても、対象施設の認定に当たっては、主たる要件のみに該当するものとして取り扱うこと。

提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

(5) 平成10年度から平成14年度まで経過措置を適用してきた場合の取扱いについて

ア (3)のアにより算定した額(以下「新加算額」とする。)が平成10年2月4日厚生省発第8号改正時点の交付要綱による1の(1)のイの(イ)、(ウ)及び(エ)による加算(以下「旧加算額」とする。)の総額に満たないため、平成10年度から平成14年度までの経過措置として旧加算額を適用してきた場合には、市町村長の判断により扱うことができるものであること。

イ (5)のアにより旧加算額が適用される場合の加算額及び単価の算定は、従前の例によるものとする。

ウ 旧加算額と新加算額を比較する場合、新加算額には夜勤介護職員加算は含まない。

エ 既に新加算額が適用されている施設において、年度途中に加算対象者の入所定員に対する率が30%未満になった場合又は新加算額が旧加算額を下回るに至った場合においては、当該年度は新加算額を加算対象者について加算することとする。

なお、当該施設については旧加算額の適用は行わない。

(6) その他

ア 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額算定に当たっては、(3)のアの加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定すること。

また、(3)のイについては、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)により、算定すること。

イ 盲老人ホームについては、病弱者等介護加算の実施に併せて、勤務態勢を宿直から夜間も業務できる体制へ移行すること。

ウ (3)のアにより算定した額が平成10年2月8日厚生省第8号改正時点の交付要綱による1の(1)のイの(イ)、(ウ)及び(エ)による加算の総額に満たないときは、市町村長の判断により取扱うことができるものとする。

- ア 1の障害者等加算を受けている施設
 イ 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所する施設
 (3) 加算単価

区 分	1施設当たり年額
13/100	5,815,000円
11/100	5,713,000円
10/100	5,662,000円
8/100	5,560,000円
7/100	5,510,000円
6/100	5,459,000円
5/100	5,408,000円
4/100	5,357,000円
3/100	5,306,000円
2/100	5,255,000円
1/100	5,204,000円
上記以外	5,153,000円

(注)

- 1 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙
 2 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額額の算定に当たっては、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)により、算定すること。

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
 イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

3 入所者処遇特別加算 (略)

- (1)~(4) (略)
 (5) 加算の方法等
 ア 加算の認定
 市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式3-1を

2 入所者処遇特別加算

- (1)~(4) (略)
 (5) 加算の方法等
 ア 加算の認定
 市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式2-1を

参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には別紙様式3-2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

(6) 報告等

ア 市町村長は、本加算を行った施設から別紙様式3-1を参考とした実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

イ (略)

4 施設機能強化推進費

(1) (略)

(2) 事業の種類及び内容

ア 種類

① 社会復帰等自立促進事業

(ア) 施設入所者社会復帰促進事業

(イ) 心身機能低下防止事業

(ウ) 処遇困難事例研究事業

② 専門機能強化事業

(ア) 介護機能強化事業

(イ) 機能回復訓練機能強化事業

(ウ) 技術訓練機能強化事業

(エ) 高度処遇強化事業

③ 総合防災対策強化事業

イ 内容

別表のとおり。

(3)～(5) (略)

(6) 報告等

ア (略)

イ 市町村長は、本事業を実施した施設から別紙様式4を参考とした事業実績報告書を毎年4月末日までに提出させること。

ウ (略)

5 民間施設給与等改善費

(1) 目的 (略)

(2) 基本分

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次に

参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には別紙様式2-2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

(6) 報告等

ア 市町村長は、本加算を行った施設から別紙様式2-1を参考とした実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

イ (略)

3 施設機能強化推進費

(1) (略)

(2) 事業の種類及び内容

ア 種類

① 社会復帰等自立促進事業

(ア) 施設入所者社会復帰促進事業

(イ) 心身機能低下防止事業

(ウ) 処遇困難事例研究事業

② 専門機能強化事業

(ア) 介護機能強化事業

(イ) 機能回復訓練機能強化事業

(ウ) 技術訓練機能強化事業

③ 総合防災対策強化事業

イ 内容

「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日社施第90号)の別表に準じる。

(3)～(5) (略)

(6) 報告等

ア (略)

イ 市町村長は、本事業を実施した施設から別紙様式3を参考とした事業実績報告書を毎年4月末日までに提出させること。

ウ (略)

4 民間施設給与等改善費

(1) 目的 (略)

(2) 基本分

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次に

より行うものであること。

ア～ウ (略)

エ 市町村長は、前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定に当たり、本加算を受けようとする施設から別紙様式5-1を参考とした調書を提出させること。なお、加算の認定は当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないものであること。

オ (略)

(3) (略)

(4) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア (略)

イ 市町村長は、本加算を受けようとする施設から別紙様式5-2を参考とした申請書及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を提出させること。

ウ～エ (略)

6 除雪費 (略)

7 医師に係る人件費の取扱い

(1) 医師に係る人件費の単価の適用区分 (略)

(2) 単価の決定等

ア 単価は、当該施設の長の申請又は届出に基づき、市町村長が次により決定するものとする。

(ア) 市町村長は、(1)のアの単価の適用を受けようとする施設の長から、あらかじめ、別紙様式6-1を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長はこれに基づき、医師の勤務実態等を審査・確認のうえ(1)のアの単価の適用を決定すること。なお、この申請のない施設については(1)のイの単価とすること。

(イ) (1)のアの単価の適用後、(1)のイの単価に変更する事由の生じた場合には、市町村長は、当該施設の長から、速やかに別紙様式6-2を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長は、これに基づき(1)のイの単価の適用を決定すること。

イ～ウ (略)

8 老人短期入所加算

(1) 目的

在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期間入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものである。

より行うものであること。

ア～ウ (略)

エ 市町村長は、前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定に当たり、本加算を受けようとする施設から別紙様式4-1を参考とした調書を提出させること。なお、加算の認定は当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないものであること。

オ (略)

(3) (略)

(4) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア (略)

イ 市町村長は、本加算を受けようとする施設から別紙様式4-2を参考とした申請書及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を提出させること。

ウ～エ (略)

5 除雪費 (略)

6 医師に係る人件費の取扱い

(1) 医師に係る人件費の単価の適用区分 (略)

(2) 単価の決定等

ア 単価は、当該施設の長の申請又は届出に基づき、市町村長が次により決定するものとする。

(ア) 市町村長は、(1)のアの単価の適用を受けようとする施設の長から、あらかじめ、別紙様式5-1を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長はこれに基づき、医師の勤務実態等を審査・確認のうえ(1)のアの単価の適用を決定すること。なお、この申請のない施設については(1)のイの単価とすること。

(イ) (1)のアの単価の適用後、(1)のイの単価に変更する事由の生じた場合には、市町村長は、当該施設の長から、速やかに別紙様式5-2を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長は、これに基づき(1)のイの単価の適用を決定すること。

イ～ウ (略)

(2) 加算の対象

要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者。

(3) 加算単価

対象となる入所者1人につき1日当たり 300円

(4) 認定方法

市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の要否を判定するにあたっては、本指針を基にその必要性を検討すること。

なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。

ただし、緊急を要すると市町村長が認める場合にあつては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。

(5) その他

ア 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。

ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

イ 実施にあたっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。

9 介護サービス利用者負担加算

(1) 目的

入所者が介護保険サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図る。

(2) 加算の対象

養護老人ホームの入所者であつて、介護保険サービスを利用した者。

(3) 加算額

ア 養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、当該者が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じて、下記に定める割合を乗じた額を加算する。

イ 費用徴収階層が39階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担を原則とするが、これにより、当該者の経済状況が、加算を受ける他の入所者と比較し、不合理であると市町村が認めるときは、38階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

(4) 認定方法

市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式7を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、施設に速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。

ア 算定は、前月の居宅サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づき行うこと。

イ 申請に当たっては、次の書類を添付させること。

(ア) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による居宅サービスの利用状況(見込)が把握できるもの。

(イ) 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの。

なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。

改正後

改正前

(別表)

	社会復帰等自立促進事業			専門機能強化事業				総合防災対策強化事業
	施設入所者社会復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	介護機能強化事業	機能回復訓練機能強化事業	技術訓練機能強化事業	高度処遇強化事業	
1. 事業内容・目的	就労し社会で活躍している施設経験者やアルコール中絶から立ち直った者等を招き、就労のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の就労等による社会復帰を促進す	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招へいし、入所者とレクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、痴呆の進行防止、身体機能低下防止等を	在宅の寝たきり老人、認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の指導員、寮母等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術を体得させる。	家庭において、寝たきり老人、痴呆性老人及び重度障害者(児)を抱え介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族	家庭において、寝たきり老人、重度障害者(児)の介護に当たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等について相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在	在宅の老人、障害者等を対象として、技術修得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励ま	入所者に対する処遇の質の高い取り組みを支援する。	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。

	る。	図る。		との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める。	宅障害者等を招き入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	し合い、自立意欲の向上等を図る。			
2. 実施方法 (例)	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。	部外者招へいによる入所者との座談会、レクレーション、一日親子等を実施する。	① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。 ② 職員を県内又は県外の他の施設で実地研修させる。	パンフレット、スライド、ビデオ等により介護方法を助言、指指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練、補装具、自助具の操作方法等を助言、指指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により技術修得のための作業訓練方法を助言、指指導する。また、入所者との共同作業に参加させる。	①職員体制や施設の運営体制において個別ケア実現のための取組を行う。 ②ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施する。 ③事故防止に資する業務マニュアルの作成など、危機管理（リ	入所施設 ①現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間監視体制の強化を図る。 ②地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ③職員等への防災教育、訓練の実施	通所・利用施設 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

							スクマネ ジメント) に関する 取組を行 う。	施及び遊 離具の整 備を促進 する。	
3. 加算単価	30万円 以内	30万円 以内	30万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	45万円 以内	15万円 以内

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「老人保護措置費に係る技術的助言について④」

の送付について

計 1 2 枚（本送信票除く）

vol. 87-4

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

改正後

別紙様式 1

施設別・障害者等加算算定調査

施設名				運営主体			
施設所在地							
算定年月日							
収容人員	人	加算対象人員	人	加算対象率	%		
【障害者等加算対象者内訳】							
対象となる者の氏名	措置年月日	加算の対象と認められる状態の内容					

(注) 加算の対象と認める場合には、医師の診断書、障害者手帳等、その者の状態を示す書類を添付させることが望ましいこと。

改正前

別紙様式 1

施設別・病弱者等介護加算算定調査							
施設名				運営主体			
施設所在地							
算定年月日							
収容人員	人	加算対象人員	人	加算対象率	%		
【病弱者等介護加算対象人員算定表】							
加算対象者						対象人員	
ア 一般老人ホームの入所者のうち、介護保険法における介護老人福祉施設への入所対象となる者と同程度の状態であると認められる者。						人 (内訳別添)	
イ 一般老人ホームの入所者のうち、障害年金、障害福祉年金及び国民年金法附則第32条により、旧国民年金法第79条の2第2項及び第80条第3項に定める老齢福祉年金の給付を受けている者。						人 (内訳別添)	
ウ 養護老人ホームの入所者のうち、昭和62年1月31日社老第8号社会局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」の入所判定審査票の3の(3)のイの(ア)に該当する者であって、(4)の問題行動の軽度(2項目以上又は中度が1項目以上あり、その状態が継続すると認められるもの)。						人 (内訳別添)	
エ アからウまでのいずれにも該当しない一般老人ホームの入所者のうち、相当程度の期間にわたって介護等に多大の比重を占める者であって、都道府県知事が適当と認めたもの(アルコール中毒患者、知的障害者及び認知症である者等であって、常時又は随時の介護を必要とするもの等)。						人 (内訳別添)	
オ 盲老人ホームの入所者のうち、夜間業務(オムツ交換、便所への誘導介助等)を必要とする者。						人 (内訳別添)	
計						人	
夜勤介護職員加算(盲老人ホームを除く)						人 (添付資料)	
上記の加算対象者が入所定員の30%以上入所している施設のうち、職員配置基準を超えて介護職員が配置されており、夜勤体制に移行している施設。							

(注) 1 対象人員の別添内訳には、氏名、措置年月日、実施機関等を記入すること。
2 夜勤介護職員加算の申請にあつては、職員配置基準、職員勤務体制等の資料を添付すること。

改正後

改正前

別紙様式2

夜勤体制加算申請書

施設の名 称					
運 営 主 体					
施設の所在地					
加算対象となる要件 (該当するものに○)	ア 障害者等加算を受けている。 イ 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所している。				
※ イにより申請を行う場合のみ、次について記入すること。					
定 員	人	加算対象人員	人	加算対象率	%
夜勤体制加算対象者内訳					
対象となる者の氏名	要 介 護 度				

(注) 加算の申請にあつては、職員配座基準、職員勤務体制等の資料を添付すること。

改正後

別紙様式 3-1

番 号
日 付

△ △ 市 長 殿

〔申請報告〕者名 ㊟

入所者処遇特別加算費の〔申請報告〕について

標記について、次のとおり〔申請するのでよろしく御取計り願いたい。報告する。〕

施設名(種別)	(施設)			
設置主体				
経営主体				
所在地				
入所者数及び現員	定 員		現 員	
	人		人	
職 員 数	職員配置数	実 人 員	常 勤	人
	人		非 常 勤	() 人
特定就職困難者雇用開発助成金を受ける予定の有無				

- 注1 非常勤職員数の()に入所者処遇特別加算人員を再掲すること。
注2 入所者数及び現員、職員数欄は4月1日現在で記入のこと。

改正前

別紙様式 2-1

番 号
日 付

△ △ 市 長 殿

〔申請報告〕者名 ㊟

入所者処遇特別加算費の〔申請報告〕について

標記について、次のとおり〔申請するのでよろしく御取計り願いたい。報告する。〕

施設名(種別)	(施設)			
設置主体				
経営主体				
所在地				
入所者数及び現員	定 員		現 員	
	人		人	
職 員 数	職員配置数	実 人 員	常 勤	人
	人		非 常 勤	() 人
特定就職困難者雇用開発助成金を受ける予定の有無				

- 注1 非常勤職員数の()に入所者処遇特別加算人員を再掲すること。
注2 入所者数及び現員、職員数欄は4月1日現在で記入のこと。

改正後

(同左)

改正前

入所者処遇特別加算職員

氏名	年齢	雇用 契約期間	年間労働 時間数	業務内容	備考
		～	時間		
計	—	—		—	—

注1 身体障害者、知的障害者、母子家庭の母、寡婦の別を備考欄に記入すること。(ただし、身体障害者、知的障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。)

注2 入所者処遇特別加算職員との雇用通知等を添付すること。

注3 業務内容については、詳細に記入すること。

注4 入所者処遇特別加算の効果、必要性等を別に添付すること。

改正後

(同左)

改正前

入所者処遇特別加算月別雇用時間内訳表

氏名	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	計
4月	時間	時間	時間	時間
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
実績時間計				
12月				
1月				
2月				
3月				
雇用計画 時間計				
合計				

注1 4月から11月については、各月の実際の雇用時間の累計を記入すること。
 注2 12月から3月については、実績等を考慮した雇用予定時間を記入すること。

改正後

別紙様式 3-2

番 号
日 付

殿

〇 〇 市 長 ④

入所者処遇特別加算認定書

年 月 日 第 号で申請のあった標記について、申請のとおり認定
したので通知する。

加算額 _____ 円

改正前

別紙様式 2-2

番 号
日 付

殿

〇 〇 市 長 ④

入所者処遇特別加算認定書

年 月 日 第 号で申請のあった標記について、申請のとおり認定
したので通知する。

加算額 _____ 円

別紙様式4

施設機能強化推進費加算〔申請報告〕書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所者の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内容
社会復帰等自立促進事業	〇〇〇事業			〇〇〇 円	印刷製本費 旅費	〇〇 〇〇	
専門機能強化事業	〇〇〇事業			〇〇〇	光熱水費 消耗品費	〇〇 〇〇	
総合防災対策強化事業	総合防災対策強化事業			〇〇〇	貸金 備品購入費	〇〇 〇〇	
合計	3事業	-	-	〇〇〇	-	-	-

改正後

別紙様式3

施設機能強化推進費加算〔申請報告〕書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所者の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内容
社会復帰等自立促進事業	〇〇〇事業			〇〇〇 円	印刷製本費 旅費	〇〇 〇〇	
専門機能強化事業	〇〇〇事業			〇〇〇	光熱水費 消耗品費	〇〇 〇〇	
総合防災対策強化事業	総合防災対策強化事業			〇〇〇	貸金 備品購入費	〇〇 〇〇	
合計	3事業	-	-	〇〇〇	-	-	-

改正前

別紙様式 5-1

民間施設給与等改善費基本分算定調査
(1施設当たり職員平均勤続年数算定表)

施設名		施設所在地			年 月 日		備 考
施設の区分		A・B・C・D・E・F・G・H			認定年月日		
年数等 区分	現に勤続する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 ◎	1施設当たり 職員総勤続年 数 ◎+◎	◎	1施設当たり 職員平均勤続 年数 ◎/◎
	職員数 ◎	職 種	勤続年数 ◎				
氏名	人		年月	年月	年月		
計							年

- (注) 1. 施設の区分欄は、◎欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印をつけること。
 2. ◎欄、◎欄、◎欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、◎欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 3. 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 4. ◎欄の算定にあたって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること。

改正後

別紙様式 4-1

民間施設給与等改善費基本分算定調査
(1施設当たり職員平均勤続年数算定表)

施設名		施設所在地			年 月 日		備 考
施設の区分		A・B・C・D・E・F・G・H			認定年月日		
年数等 区分	現に勤続する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 ◎	1施設当たり 職員総勤続年 数 ◎+◎	◎	1施設当たり 職員平均勤続 年数 ◎/◎
	職員数 ◎	職 種	勤続年数 ◎				
氏名	人		年月	年月	年月		
計							年

- (注) 1. 施設の区分欄は、◎欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印をつけること。
 2. ◎欄、◎欄、◎欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、◎欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 3. 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 4. ◎欄の算定にあたって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること。

改正前

改正後

別紙様式 5-2

管理費スプリンクラー設置加算分申請書

区 分	内 容
施 設 の 種 類 ㊦	
施 設 の 名 称 ㊦	
スプリンクラー設置年月日 ㊦	年 月 日
民改費基本分の区分 ㊦	A B C D E F G H
スプリンクラーの機種等 ㊦	

- (注) 1. 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。
 2. ㊦欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。
 3. ㊦欄は、該当するものを○で囲むこと

改正前

別紙様式 4-2

管理費スプリンクラー設置加算分申請書

区 分	内 容
施 設 の 種 類 ㊦	
施 設 の 名 称 ㊦	
スプリンクラー設置年月日 ㊦	年 月 日
民改費基本分の区分 ㊦	A B C D E F G H
スプリンクラーの機種等 ㊦	

- (注) 1. 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。
 2. ㊦欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。
 3. ㊦欄は、該当するものを○で囲むこと

改正後

別紙様式6-1

常勤医師人件費単価適用申請書

1 施設の名称	
2 施設の種類	
3 施設の所在地	
4 施設の設置（経営）主体	
5 施設の定員（現員）	人（人）
6 常勤医師の配置年月	年 月
7 常勤医師の氏名（年齢）	（歳）
8 就業規則等に定められている常勤医師の所定勤務日数・時間数	1月当たり 日 時間
9 申請前3ヶ月間における常勤医師の月平均勤務日数・時間数（申請前3ヶ月の状況）	1月当たり 日 時間

(注) 就業規則等を添付すること。

改正前

別紙様式5-1

常勤医師人件費単価適用申請書

1 施設の名称	
2 施設の種類	
3 施設の所在地	
4 施設の設置（経営）主体	
5 施設の定員（現員）	人（人）
6 常勤医師の配置年月	年 月
7 常勤医師の氏名（年齢）	（歳）
8 就業規則等に定められている常勤医師の所定勤務日数・時間数	1月当たり 日 時間
9 申請前3ヶ月間における常勤医師の月平均勤務日数・時間数（申請前3ヶ月の状況）	1月当たり 日 時間

(注) 就業規則等を添付すること。

改正後

別紙様式 6-2

医師人件費単価変更届出書

1 施設の名称	
2 施設の種類	
3 施設の所在地	
4 施設の設置（経営）主体	
5 施設の定員（現員）	人（ 人）
6 非常勤医師の配置年月	年 月
7 変更事由	

改正前

別紙様式 5-2

医師人件費単価変更届出書

1 施設の名称	
2 施設の種類	
3 施設の所在地	
4 施設の設置（経営）主体	
5 施設の定員（現員）	人（ 人）
6 非常勤医師の配置年月	年 月
7 変更事由	

改正後

改正前

別紙様式7

介護サービス利用者負担加算申請書

施設名		運営主体		
施設所在地				
算定年月日				
【介護サービス利用者負担加算申請書】				
対象となる者の氏名	本人の 費用徴収額	支弁割合 (A)	介護サービス 利用者負担月額 (B)	支弁額 (C) = (A) × (B)